

同和問題啓発強調月間テレビスポットCM制作業務仕様書

1 委託業務名

同和問題啓発強調月間テレビスポットCM制作業務

2 業務内容

同和問題啓発強調月間テレビスポットCMの制作

(ア) 動画の内容

[テーマ]

「部落差別のない社会の実現に向けて、福岡県が取組を進めていること」が伝わり、差別する人・差別される人にフォーカスするのではなく、「部落差別が今もなお存在していること」、「部落差別が存在する社会に生きていること」、「県民一人ひとりの行動により部落差別のない社会に変えていけるということ」がメッセージとして伝わるもの。

[構成等]

- ・ストーリー構成ではなく、文章や語りかけ等を用いて、伝えたい内容がストレートに伝わる構成とすること。
- ・文章に加えイラスト、写真、動画等を活用し、視覚的に訴える内容とすること。
- ・聴覚障がいのある人に配慮し、テロップのみでも内容が伝わるようにすること（ユニバーサルデザインの配慮）。
- ・部落差別を身近な人権問題として県民に捉えてもらえるような演出の工夫を行うこと。

（例）方言の使用、福岡県出身の著名人の使用、県内の有名な場所でのロケ等

- ・部落差別について、「心の在り方の問題」として表現することがないように留意すること。

[CMに必ず入れるテロップ]

- ・7月は、同和問題啓発強調月間です。
- ・部落差別の解消の推進に関する法律、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例が施行されています。（ナレーション込み）
- ・福岡県

(イ) 規格

- ・30秒テレビスポットCM
- ・ファイル形式は、MP4形式
- ・映像の画角、画質は、テレビスポットCM及びYouTubeでの動画配信に適したものとする。

(ウ) 履行期限

令和7年3月31日(月)

3 進捗状況等確認のための打ち合わせについて

- (1) 契約後、受託者は、撮影を開始する前に、具体的なCMの内容について、絵コンテ等を基に委託者と打ち合わせを行うこと。
- (2) CMの映像の校正は2回以上行うこととし、映像のチェックをする機会を設けること。映像のチェックを行う場所は、県内とすること。

4 成果物等

- (1) 成果物は、制作後、発注者に納品すること。
 - (ア) テレビ放送局用HD形式(5本)
 - (イ) DVDフォーマット形式(3本)
- (2) 成果物に係る一切の権利は、福岡県に帰属する。
- (3) 成果物は、テレビスポットCMのほか、インターネット上で県のホームページ等、永年公開する予定であるため、成果物の更新料は生じないようにすること。制作に当たっては、この条件に留意すること。